

(訳文)

税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の
協定

日本国政府及びウズベキスタン共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の経済上、財政上、社会上、文化上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、

関税その他の税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定であつて両締約国政府が締結しているものを考慮し、

関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力によって一層効果的なものとし得ることを確信し、
千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

1 「税関当局」とは、日本国においては財務省をいい、ウズベキスタン共和国においては国家税関委員会をいう。

2 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関する税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料その他の税又はそれぞれの国の関税領域の境界を越えて規制物品が移動することについての禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

3 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

4 「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

5 「情報」とは、両締約国政府のデータ、文書、報告その他の情報をいう。

6 「者」とは、自然人又は法人をいう。

7 「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

8 「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

第二条

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従って、それぞれの税関当局を通じて相互に支援を行う。

2 両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協同の努力を払う。

3 この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4 この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三条

1 両税関当局は、要請に基づき又は自己の発意により、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するために情報の交換を通じて相互に支援を行う。

2 一方の税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、他方の税関当局の国の関税領域における関税

法令違反となるおそれがある行動に関する利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

- 3 一方の税関当局は、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る重大な関税法令違反に関連するものであると認める場合には、可能な限り、自己の発意により、当該他方の税関当局に対して当該情報を遅滞なく提供する。

第四条

- 1 被要請当局は、要請に基づき、要請当局に対して次の情報を提供する。

- (a) 当該要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたか否か。

- (b) 当該要請当局の国の関税領域から輸出された物品が、当該被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたか否か。

- (c) 一方の税関当局の国の関税領域を通過し、他方の税関当局の国の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否か。

- 2 要請に基づき、1の規定に従って提供される情報には、当該要請の対象である物品の通関のために用い

た税関手続を含める。

第五条

被要請当局は、要請に基づき、自らの利用可能な資源の範囲内で、次のものについて要請当局に対して情報を提供し、及び特別な監視を行う。

- (a) 当該要請当局の国の関税領域において関税法令違反を行ったことについて当該要請当局によって知られ、又は疑われている者（特に当該被要請当局の国の関税領域に出入りする者）
- (b) 当該要請当局の国の関税領域に向けて輸送される規制物品である疑いがあると当該要請当局によって通知された輸送中又は蔵置中の物品
- (c) 当該要請当局の国の関税領域において関税法令違反の行為のために使用されたことについて当該要請当局によって疑われている輸送手段
- (d) 物品の蔵置に用いられており、又は用いられる可能性がある場所であつて、関税法令違反の行為のために使用されたことが当該要請当局に知られており、又は疑われているもの

第六条

1 この協定に基づく支援の要請は、英語による書面によって行う。当該要請には、その要請の実施のために有益であると認められる情報を添付する。事態の緊急性が必要とする場合には、口頭による要請も、行われ、及び受理されることができる。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面によって確認されるものとする。

2 1の規定に基づく支援の要請には、次の情報を含めるものとする。

- (a) 要請当局の名称
- (b) 要請に関連する手続の種類
- (c) 要請の目的及び理由
- (d) 判明している場合には、要請に係る者の氏名又は名称及び住所
- (e) 検討されている事案の簡潔な説明及び関連する法的要素
- (f) 要請に関連するその他の情報

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接に伝達される。

4 この協定の目的のため、両税関当局は、連絡について責任を負う職員を指定し、及び両税関当局の間で指定される職員の連絡先の詳細の一覧表を交換する。当該一覧表の変更については、両税関当局の間で遅滞なく伝達する。

第七条

- 1 被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。
- 2 被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、当該要請当局が特別に指定する職員は、当該被要請当局が課する条件に従い、当該被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。
- 3 要請当局の職員は、被要請当局が自国の関税領域において行う質問にこの協定に定めるところによつて立ち会うときは、公的資格及び身分の証明書をいつでも提示することができるようになければならない。当該職員は、制服を着用し、又は武器を携行してはならず、かつ、当該被要請当局の国の法令に対するいかなる違反についても責任を負う。当該職員は、当該被要請当局の国の法令の範囲内で、当該被要請当局の職員に与えられている保護と同一の保護を享受する。

4 被要請当局は、要請当局の要請に基づき、かつ、適当と認める場合には、支援の要請に応じて措置をと

る時期及び場所を当該要請当局に通報する。

第八条

1 この協定に従って受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を提供した税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、当該他の機関に伝達してはならない。

2 1の第二文の規定にかかわらず、情報を受領した税関当局は、情報を提供した税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従って受領した情報を自国の関連する法執行機関に提供することができ、当該法執行機関は、1の第一文、3及び4並びに次条に定める条件に従って当該情報を使用することができる。

3 各締約国政府は、この協定に従って受領したあらゆる情報の秘密性を保持するものとし、当該情報を提供した税関当局の国の法令に基づいて与えられている保護及び秘密性と少なくとも同程度の保護及び秘密性を与える。ただし、当該情報を提供した税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

4 この条の規定は、情報を受領した税関当局の国の法令に基づいて義務付けられている限度において情報を使用し、又は開示することを妨げるものではない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対しその開示について事前に通報する。

第九条

1 この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該他方の締約国政府によって使用されてはならない。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国政府が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において1に規定する情報をを使用することを希望する場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報を提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得る。

3 2の規定に従って他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得ることを希望する税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、情報を提供した税関当局に対し、当該同意を得るために有益であると認められる関連情報を提供することができる。

4 情報を提供した税関当局は、合理的な期限内に事前の同意を与えるために必要な措置をとるよう努め

る。当該同意を与えることができない場合には、他方の税関当局に対し、その旨を速やかに通報し、及びその理由を提供する。

5 この条のいかなる規定も、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の国の法令に定める経路を通じ当該他方の締約国政府に対して情報を要請することを妨げるものではない。

第十条

1 被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害すると考える場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留し、又は一定の条件若しくは要件を課することができる。

2 要請当局は、被要請当局によって同様の要請が行われたならば実施することができないであろう場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。そのような要請の実施は、当該被要請当局の裁量に委ねられる。

3 被要請当局は、支援が現に行われている調査、訴追又は司法上の手続を妨げることとなることを理由として、その支援を保留することができる。この場合において、当該被要請当局は、自己が必要とする条件

に従って支援を行うことが可能かどうか決定するために要請当局と協議する。

4 要請を実施することができない場合には、要請当局に対し、その旨を速やかに通報し、及び当該要請を延期し、又は拒否する理由を記した書面を提供する。当該書面には、当該要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を添付することができる。

第十一条

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、研究、開発及び試験であつて、新たな税関手続、技術並びに取締りのための装置及び手法に関するもの、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十二条

1 両締約国政府は、この協定の実施によつて必要となる費用の支払を請求することはない。

2 要請を実施するために高額な又は特別な性質の費用が必要となる場合には、両税関当局は、要請を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十三条

- 1 この協定の解釈及び適用に関する全ての紛争は、両締約国政府の間の友好的な協議を通じて解決する。
- 2 1に規定する紛争は、両税関当局が解決に達することができなかった場合には、外交上の経路を通じて解決する。

- 3 この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で作成される。

第十四条

この協定は、両締約国政府の間の外交上の公文の交換を通じた両締約国政府の同意によって改正することができる。その改正は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、次条に定める条件と同じ条件に従って効力を生ずる。

第十五条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、三箇月前に書面による通告を行うことによっていつでもこの協定を終了させることができる。この協定の終了は、

当該通告の時に完了していない現に行われている支援に影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ウズベキスタン共和国政府のために